

提出内容

受付番号	201503100000336059
提出日時	2015年03月10日12時10分

案件番号	620115013
案件名	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等について
所管府省・部局名等	経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課 再生可能エネルギー推進室
意見・情報受付開始日	2015年02月24日
意見・情報受付締切日	2015年03月11日

郵便番号	142-0062
住所	東京都品川区小山2-17-4
氏名	株式会社エコロジア 林 彰一
連絡先電話番号	--
連絡先メールアドレス	shayashi@ecolosia.jp

提出意見	<p>・該当箇所 「平成27年度調達価格及び調達期間に関する意見(案)」の 分野横断的事項 利潤配慮期間終了後の扱い 「太陽光については、これまで順調に伸びてきていること、既存の設備認定容量をみると10kW以上を中心 に太陽光の認定が6,745万kW(平成26年12月末時点)にも達しており、今後も供給の量が大きく伸びること が確実であることから、これらの点を同時に勘案することが適当である。」(p3)</p> <p>・意見内容 太陽光についても「供給量勘案上乗せ措置」に含むべき。 含めない場合、「順調」「今後も供給の量が大きく伸びることが確実である」という評価について説得力のある 基準や根拠を明示すべき。</p> <p>・理由 当該箇所について、「順調」「確実である」という記述の基準や根拠が示されておらず恣意的と批判される。 「順調」かどうかは、昨年4月に決定された「エネルギー基本計画」において、「発電電力のうち再生可能エネ ルギー等の割合について、2020年は13.5%(1,414億kWh)及び2030年は約2割(2,140億kWh)をさらに上回 る水準の導入を目指す」としている計画ラインに対しての客観的評価であるべきである。</p> <p>設備認定の大部分を占める太陽光の既存の設備認定容量が6,745万kW(平成26年12月末時点)であって も、運転開始に至るのは現状20%程度であり、このままでは2020年の再エネ目標1,414億kWhに遥かに及 ばないとみられ、決して「順調」ではない。</p> <p>目標達成には、他の再エネ設備に比べ比較的導入が容易な太陽光に引き続き強い牽引役になってもらわ ざるをえないなかで、年間360時間までの無補償出力抑制ルールを導入決定に加え、本意見書による調 達価格がもたらす事業者の投資意欲の減退や資金調達環境の悪化は、「今後も供給の量が大きく伸びる ことが確実である」という楽観的見解とは相反する。</p> <p>たとえ直近3月までの設備認定数が駆け込み申請で伸びたとしても、平成26年度のFIT価格の最低限の権 利確保の動きにすぎず、その後の実際の運転開始容量や平成27年度の設備認定申請数がより落ち込む ことが十分予想される。</p>
------	---